

〔協定案〕

稲毛高浜北住宅管理組合緑化協定

（協定の目的）

第 1 条 この協定は、私達の団地とその周辺を四季を通じて緑に包まれ、自然の推移と恵を肌を感じ、心身共に健康で快適な生活を営むことが出来る環境を作るための緑化を自主的に推進することを目的とします。

（協定の名称）

第 2 条 この協定は、稲毛高浜北住宅管理組合緑化協定（以下「協定」といいます）とします。

（協定の区域）

第 3 条 協定の対象となる土地の区域は、稲毛高浜北住宅管理組合（以下「管理組合」といいます）の管理する敷地内全域とします。

（協定の締結）

第 4 条 この協定は、都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号以下「法律」という）第 14 条の規定にもとづいて締結するものとします。

（協定の効力）

第 5 条 この協定は、認可の公告があった日から効力が生じます。またこの日以後に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力がおよぶものとします。

（協定の変更および廃止）

第 6 条 協定事項（内容）を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし法律による認可を受けるものとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

（協定の有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から 10 年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに 10 年間延長するものとします。

（緑化に関する事項）

第 8 条 第 1 条の目的を達成するため植える木などについて、次の通り定めることにします。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、団地内の緑化を豊かにするばかりでなく近隣の住宅環境をも良くすると共に臨海地区の海浜楽園として素晴らしい団地を築くため、それに適する樹種を次のものから選び枯木の回復などを考慮して植栽することとします。

(1) 植える木の種類

- イ 花の咲く木 さくら、つばき、さざんか、ふじ、つつじ、くちなし など
- ロ 果実が楽しめる木 いちじく、うめ、ゆず、ざくろ、かき、くり など
- ハ 家並をやわらげる木 くろまつ、けやき、まてばしい など

(2) 植える場所

団地中央公道の両側や集会所の周辺、その他管理組合で定めた場所

(3) その他

団地内の各地区には、四季の変化をもたせ団地外周には主として常緑樹を植栽し、緑の団地としてのイメージを高めることにします。

2. 植栽は管理組合に委任するものとし、管理組合は早めに植栽方法を定め、目的実現のため最大限努めるものとします。

(植栽樹木の保護および管理)

第 9 条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2. 植栽した樹木の病害虫防除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成に要する管理は管理組合に委任するものとします。

3. 植栽した樹木を伐採、もしくは移植するときは、管理組合の定めた稲毛高浜北住宅管理組合規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第 10 条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは違反した者に対して、とりきめたことがらの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができます。違反者か、この求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

~~第 11 条 この協定書は管理組合の理事長が保管するものとします。~~

~~この協定書が組合員全員の合意により成立したことを証するため、各自記名捺印することとします。~~

昭和 年 月 日